昭和35年11月28日第3種郵便物認可

令和8年（2026年）　第2277号

号外

Japan Trucking Association

JTA since 1953

広報 とらっく

毎月1日・15日発行

4月2日号

発行所 公益社団法人 全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5
全日本トラック総合会館
☎ (03) 3354-1029（広報部）
https://jta.or.jp
※紙面に関する問い合わせは広報部まで
（定価・税込348円／会員の購読料は会費に含みます）

二兎を追うもののみが二兎を得る!!

暫定税率廃止　交付金維持

超党派の全会一致で日切れ扱い法案として年度内成立

参議院の独立性で附帯決議を付す

3月31日の参議院本会議で全会一致で可決し、改正法案は成立した

衆議院本会議で可決し、同法案は参議院に送られた

軽油引取税の暫定税率廃止後も、運輸事業振興助成交付金制度を維持するため、「運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案」（運輸事業振興助成法改正法案、**本文を別掲**）が、3月13日の衆議院本会議での可決に続き、3月31日の参議院本会議で可決され、成立した。

運輸事業振興助成交付金は、営業用トラックの公共性に配慮し、輸送力の確保、輸送コストの抑制等を図るための施策を講ずることを目的に昭和51年に創設され、国民生活の安定向上、経済社会の発展に寄与してきた。

一方で、軽油引取税の暫定税率廃止に伴い、同交付金の交付根拠が失われることとなることから、全ト協では政府、与野党各会派に対して同交付金制度の維持を強く働きかけてきた。

令和7年12月15日には、超党派の国会議員団が、運輸事業振興助成法改正法案を築山信彦衆議院事務総長に提出したものの、8年1月23日の衆議院解散により同法案は廃案となった。一方で、1月27日に公示された第51回衆議院議員総選挙において、自由民主党の政権公約に「運輸事業振興助成交付金を確保する」と明記されるなど、国会において同交付金制度の維持に向けて全力で取り組んでいく姿勢が明確になった。

2月18日の第221回国会（特別会）召集直後から、全ト協では坂本克己最高顧問を先頭に、与野党の関係国会議員に対して法案の年度内成立を要望。3月3日には、同法改正に係る各党実務者会議が開催され、同法案の早期再提出の方向が固まった。

同法案は同10日に、冨樫博之衆議院国土交通委員長（自民党）によって再び衆議院に提出され、同日の衆議院国土交通委員会において起立総員で可決されたのに続き、同13日の衆議院本会議で可決され、法案は参議院に送られた。続いて、3月31日午前の参議院国土交通委員会において、8年度以降の運輸事業の振興の助成に関する予算の執行を公平・中立な観点で関係省庁が協議することや、7年6月に成立した「トラック適正化二法」に基づく制度設計と運用に向けた運輸事業の振興の助成に関する予算の在り方の検討、燃料価格のさらなる高騰に伴うトラック運送事業者や国民の負担軽減を求める附帯決議（**詳細2面**）を付した上で、全会一致で可決。続いて、同日午後の参議院本会議において採決が行われ、投票総数243、賛成243、反対0となり、全会一致で可決・成立した。

同法案の可決・成立により、令和13年3月31日までの5年間、同交付金制度が維持されることが決まった。

同交付金制度は、創設以来約50年にわたって、トラック運送事業の安全の確保やトラック運送事業の適正化、労働環境の改善等に取り組むために欠かせない制度であり、全ト協では同法案の可決・成立によって同交付金制度の維持が実現したことで、引き続き同交付金制度を活用して持続可能な物流の実現に繋げていくこととしている。

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律

運輸事業の振興の助成に関する法律（平成二十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「軽油引取税の税率について特例が設けられていることが」を「現下の」に、「に与える影響」を「をめぐる状況」に改める。

附則第二項を次のように改める。

（この法律の失効）

2 この法律は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

附則に次の一項を加える。

（経過措置）

3 前項の規定にかかわらず、この法律の失効前に第二条第一項の規定により運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者については、第三条の規定は、前項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附　則

この法律は、令和八年四月一日から施行する。

理　由

現下の軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業をめぐる状況に鑑み、令和十三年三月三十一日までの間、引き続き運輸事業振興助成交付金を交付する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

坂本最高顧問指揮のもと全ト協一丸(松崎専務チーム)スピード成立

衆議院国土交通委員会に臨む、(左から) 福重隆浩筆頭理事 (中道改革連合)、冨樫博之委員長 (自由民主党)、田中良生筆頭理事 (同) (3月10日)

衆議院国土交通委員会の審議を見守る (左から) **松崎宏則専務理事**、坂本克己最高顧問、重田雅史理事長 (3月10日)

運輸事業振興助成法改正法案は、衆議院国土交通委員会において起立総員で可決された (3月10日)

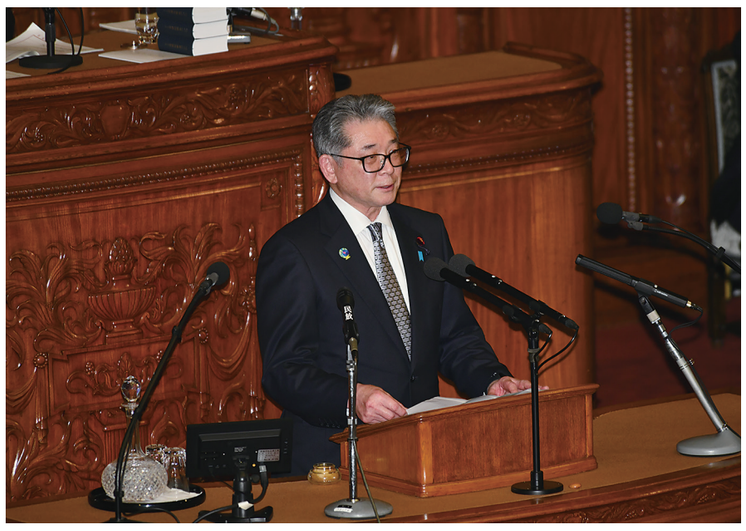

衆議院本会議で、衆議院国土交通委員会における審議状況について説明する冨樫博之衆議院国土交通委員長 (3月13日)

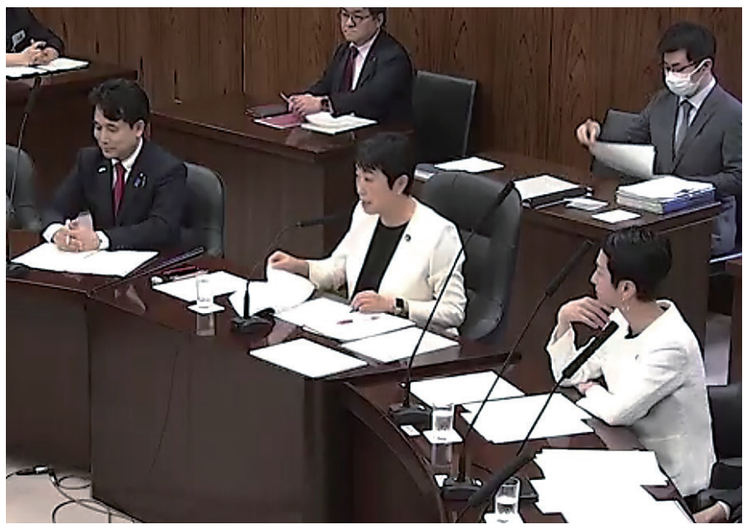

参議院国土交通委員会に臨む、(左から) 滝波宏文筆頭理事 (自民党)、辻元清美委員長 (立憲民主党)、蓮舫筆頭理事 (同) (3月31日)

参議院国土交通委員会では、附帯決議を付した上で、全会一致で可決された (3月31日)

参議院本会議で、参議院国土交通委員会における審議状況について説明する辻元清美参議院国土交通委員長 (立憲民主党) (3月31日)

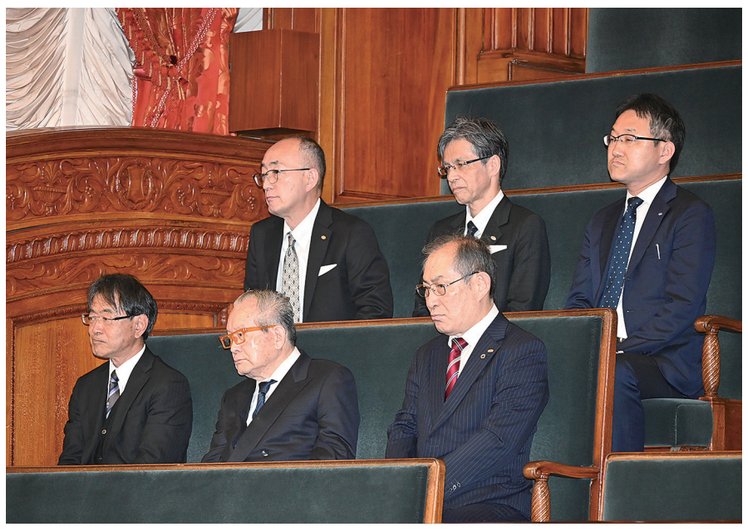

参議院本会議の審議を見守る (前列右から) **松崎宏則専務理事**、坂本克己最高顧問、重田雅史理事長 (3月31日)

参議院本会議で全会一致で可決・成立した (3月31日)

【運輸事業振興助成法改正法案 可決・成立までの道のり】

・令和7年12月12日(金)
　運輸事業振興助成法の改正に係る各党実務者会議
　〈橘慶一郎衆議院議員・宮内秀樹衆議院議員(自民)、重徳和彦衆議院議員(立憲)、古川元久衆議院議員・浜口誠衆議院議員(国民)、里見隆治参議院議員(公明)、たがや亮衆議院議員(共産)、福島伸享衆議院議員(有志)、堀川あきこ衆議院議員(れいわ)、◇維新には終了後確認〉
　※衆議院法制局、国土交通省同席
・12月15日(月)
　運輸事業振興助成法改正法案を築山信彦衆議院事務総長に提出
　〈法案提出者〉
　橘　慶一郎　衆議院議員(自民)
　宮内　秀樹　衆議院議員(自民)
　重徳　和彦　衆議院議員(立憲)
　梅村　聡　衆議院議員(維新)
　古川　元久　衆議院議員(国民)
　赤羽　一嘉　衆議院議員(公明)
　たがや　亮　衆議院議員(れいわ)
　辰巳孝太郎　衆議院議員(共産)
　福島　伸享　衆議院議員(有志)
・12月26日(金)
　令和8年度における運輸事業振興助成交付金に係る経費について、現行と同等の地方財政措置が講じられることが決まる(総務省「令和8年度地方財政対策」)
・令和8年1月23日(金)
　衆議院解散により法案は廃案となる
・1月27日(火)
　第51回衆議院議員総選挙公示
・2月18日(水)
　第221回国会(特別会)召集
・2月19日(木)
　同法案について、今国会での早期の提出と年度内成立を目指すこととし、上野賢一郎衆議院議員(自民)、橘慶一郎衆議院議員(同)、宮内秀樹衆議院議員(同)、盛山正仁衆議院議員(同)との打ち合わせ。3労働組合(運輸労連、交通労連、建交労)に現状説明
・2月中旬～3月上旬
　自民、中道、維新、国民、参政、共産、公明の関係国会議員に法案の年度内成立を要望
・自民　上野賢一郎衆議院議員、橘慶一郎衆議院議員、盛山正仁衆議院議員、宮内秀樹衆議院議員、田中良生衆議院議員(衆議院国土交通委員会筆頭理事)、熊田裕通衆議院議員(自民党国会対策副委員長・国土交通担当)
・中道　赤羽一嘉衆議院議員、重徳和彦衆議院議員、福重隆浩衆議院議員(衆議院国土交通委員会筆頭理事)
・維新　奥下剛光衆議院議員、梅村聡衆議院議員
・国民　古川元久衆議院議員
・参政　和田政宗衆議院議員
・共産　辰巳孝太郎衆議院議員
・公明　西田実仁参議院議員、杉久武参議院議員
・3月3日(火)
　運輸事業振興助成法の改正に係る各党実務者会議
　〈加藤勝信衆議院議員・橘慶一郎衆議院議員・盛山正仁衆議院議員・宮内秀樹衆議院議員(自民)、赤羽一嘉衆議院議員(中道)、奥下剛光衆議院議員(維新)、西岡秀子衆議院議員(国民)、和田政宗衆議院議員(参政)、古川あおい衆議院議員(みらい)、畑野君江衆議院議員(共産)〉
　※衆議院法制局、国土交通省同席
・3月10日(火)
　冨樫博之衆議院国土交通委員長(自民)により法案が再び衆議院に提出。衆議院国土交通委員会で可決
・3月13日(金)
　衆議院本会議で可決、同法案は参議院に送付される
・3月中旬～下旬
　与野党の関係の参議院議員に法案の年度内成立を要望
・自民　石井準一参議院議員(参議院幹事長)、滝波宏文参議院議員(参議院国土交通委員会筆頭理事)、山本佐知子参議院議員(参議院国土交通委員会理事)、長谷川岳参議院議員(参議院国土交通委員)、見坂茂範参議院議員(参議院国土交通委員)
・立憲　辻元清美参議院議員(参議院国土交通委員長)、蓮舫参議院議員(参議院国土交通委員会筆頭理事)
・維新　石井めぐみ参議院議員(参議院国土交通委員)
・3月31日(火)
　午前の参議院国土交通委員会で可決。午後の参議院本会議で可決・成立

参議院

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一　令和八年度における運輸事業の振興の助成に関する予算について、公平・中立な観点で関係各省間において鋭意協議、調整を行った上で、速やかに執行すること。また、九年度以降の運輸事業の振興に関する予算の執行についても八年度と同様に、公平・中立な観点で関係各省間において鋭意協議、調整を行うこと。

二　令和七年六月に成立した、いわゆるトラック適正化二法に基づく制度設計と同法の運用に向け、運輸事業の振興の助成に関する予算について、その在り方を含め、十分な検討を行うこと。

三　現下の中東情勢を受け、燃料価格の更なる高騰など、トラック、バス、タクシーなど社会基盤を支える事業や国民生活に多大なる影響がもたらされることが予想されることから、事業者のみならず、国民全体への影響を極力軽減し、負担が及ばないよう、国会と連携を図りつつ、効果的な対策を講ずること。